

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第58号(改訂) 2021年2月8日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 (事務局:阿部)

都市計画マスタープラン中間報告(案)のパブコメが実施されます

みなさんの意見をどしどし送ってください

この中間報告(案)では、未整備の都市計画道路を「計画的に進める」と記載しています。2本の優先整備路線だけではありません。意見を言わないと、住宅地を貫く都市計画道路が勝手に事業化されてしまいます。

★ パブコメ期間 2月16日～3月18日

用紙は市役所、公民館、宮地楽器ホール、マロンホールなどに期間中備えられます

マスタープラン中間報告(案)の都市計画道路に関する部分は、2面に記載しています。都市計画道路の地図は3面を参照してください。

どんな案なの？

- ① 五日市街道など3つの広域幹線道路の整備を東京都に要望する。
(注)五日市街道(3・1・6号線)については、多摩川上水を挟んで45～49m幅の計画
- ② 市内の11の幹線道路の整備を計画的に進める。
(注)優先整備路線だけでなく、市内のすべての都市計画道路が対象(3面参照)

小金井市による説明会がおこなわれます

★ 市民説明会とまちづくりサロン(パネル展示)

- 市民説明会 スライドによる説明と質疑応答による意見聴取
2月28日(日) 午前10時～11時30分 宮地楽器ホール大ホール 定員60名
3月2日(火) 午後6時～7時30分 萌え木ホール3階 定員35名
2月27日(土) 午後2時～3時30分 マロンホール 2階 定員15名
いずれも事前申込制・先着順(市報2月15日号に掲載)

- まちづくりサロン(パネル展示と対話形式の意見聴取)は、中止になりました。代わりに小金井市公式動画チャンネルで公開、DVD無料貸し出しになりました



品川29号線の裁判で
東京都の証人が「異議
のない区を特定整備路線
に選定している」と答弁

1月20日に行われた品川補助29号線の裁判で、東京都側の証人として建設局の課長が証言。都側代理人の「なぜ29号線は特定整備路線に選定されたのか」との質問に、「品川区と大田区から意見を聞いた。品川区は必要がある。大田区は29号線は幹線道路、と回答があった」と返答しました。

また、原告側代理人の「品川、大田区以外にも意見を聞いているのか」との質問に、証人は「ほかもやっている。理解が得られないところもある。」と答弁。再度、原告代理人が、「賛成のところだけ選定しているのか」との質問に、「異議のないところを選定している」と答弁しました。特定整備路線の選定に関するものではあるが、東京都は区が同意しない路線は選定していないという。やはり、地元の行政が同意するかどうかは大事なことをこの証言で示されました。

「3・4・11号線住民監査請求の結果を受けて」を第4面に掲載しました。

都市計画マスタープラン中間報告（案）の都市計画道路に関する記載はつぎのとおりです。
市内の都市計画道路すべてを、今後計画的に進めると表明しています。

＜広域幹線道路の整備方針＞

・東京都内の広域交通を処理し、市の外周を形成する路線を広域幹線道路と位置づけ、未施行区間の都市計画道路については、東京都に整備推進を要望します。

- 3・1・6号線（東京立川線）【五日市街道】
- 3・2・2号線（東京八王子線）【東八道路】
- 3・4・7号線（府中清瀬線）【新小金井街道】

＜幹線道路の整備方針＞

・広域幹線道路とともに本市の骨格を形成し、主にしないの交通を処理する路線を幹線道路と位置付けます。

●都市計画道路の整備

・東京都と連携して、地域のまちづくりの特性、整備済み着手路線との連続性、道路ネットワークの形成及び自然環境及び景観などの保全を勘案して、道路整備を計画的に進めます。

・整備にあたっては、自転車走行空間を整備し、歩行者と自転車の通行を区分した道路空間の形成を進めます。

・なお、社会経済情勢及び地域のまちづくりの変化などを踏まえ、必要に応じて今後の方針を検討します。

- 3・4・1号線（三鷹国分寺線）【連雀通り（一部）】
- 3・4・3号線（新小金井貫井線）【連雀通り（一部）】
- 3・4・4号線（小金井日野駅線）【行幸通り】
- 3・4・8号線（新小金井久留米線）
- 3・4・9号線（東小金井駅北口線）【梶野通り】
- 3・4・10号線（東小金井駅南口線）【くりやま通り（一部）】
- 3・4・11号線（府中東小金井線）【東大通り】
- 3・4・12号線（多磨墓地小金井公園線）【緑中央通り（一部）】
- 3・4・14号線（小金井駅前原線）【小金井街道（一部）】
- 3・4・15号線（府中国分寺線）
- 3・4・16号線（東小金井駅北口東西線）【地藏通り（一部）】

東京都から意見求められて
小金井市は「意見なし」と回答

都の「区域マスタープラン」で
小金井の優先整備2路線を含む
補助幹線道路の整備に対し

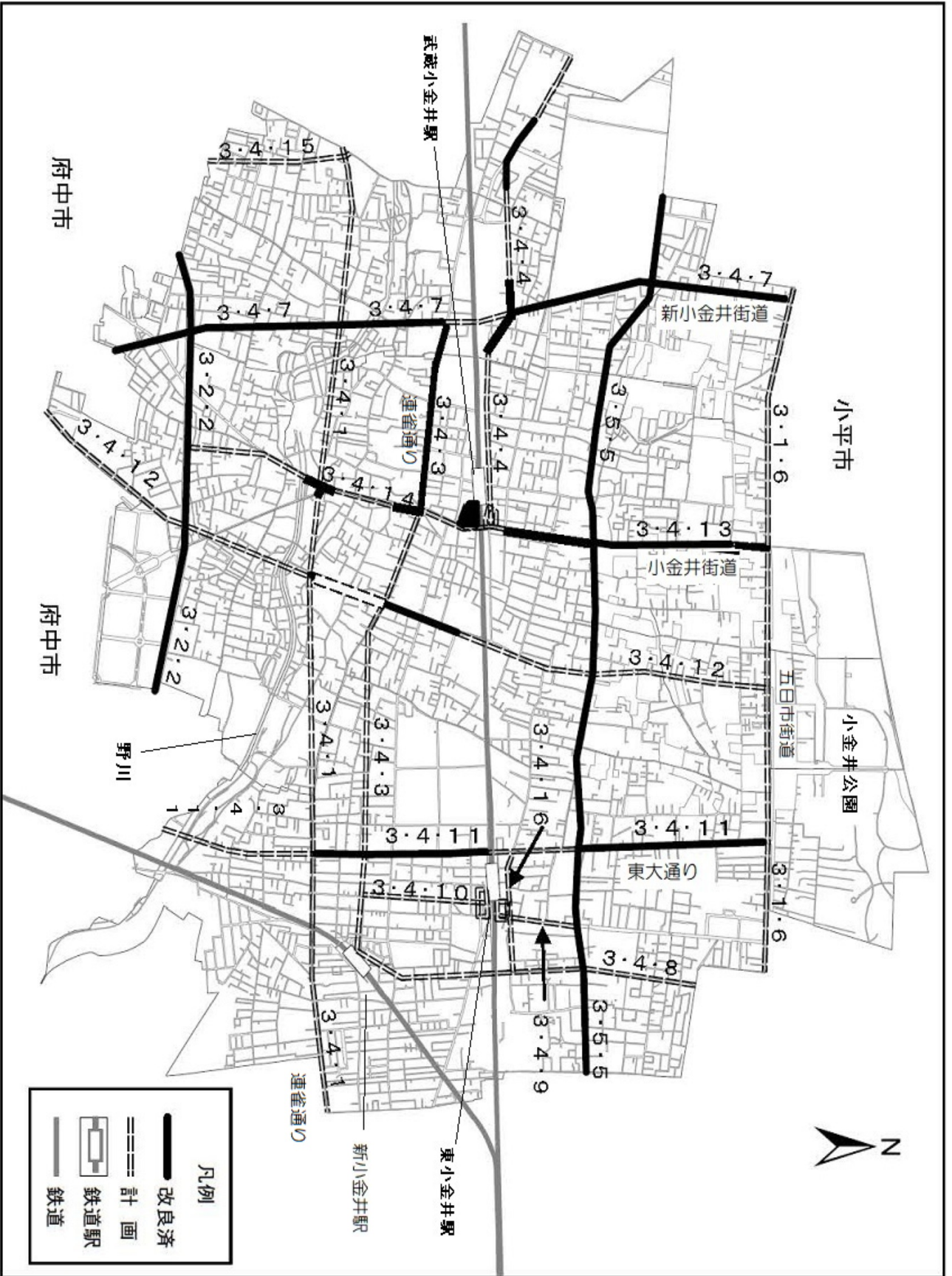
12月17日に行われた小金井市議会の全
員協議会で、東京都の「都市計画区域マ
スタープラン（案）」について、質疑が
行われました。

都の「区域マスタープラン」には、小
金井市の2本の優先整備路線を含む補助
幹線道路を「整備し」と記載し、さらに
「道路のネットワークを形成する」と書
かれています。

全員協議会で明らかになったのは、都
の「案」に異見を求められたのに対し、平
成年に都からの照会と2年の照会にそ
れぞれ、課長名と部長名で「意見なし」
と回答したということです。全員協議会
では、複数の議員から「市長の公約と異
なる」「地元の意見を尊重する」との記
載を都に求めるべきとの意見が出されま
した。さらに、3月までに市長名で回
答することになっているので、協議会で
議員から「市長として、小金井市の意見」
を都にだすことを求めま
した。



＜都市計画道路（幹線街路）＞（平成26年4月現在）



3・4・11号線住民監査請求の結果を受けて 監査請求発起人が声明—裁判を行わないことを確認

11月11日に、3・4・11号線について、オープンハウスなど費用約1000万円を支出したことは、違法として、東京都監査員会に住民監査請求を

おこなった結果に対する対応について、監査請求発起人の見解が公表されたので、お知らせします。

監査請求人となられたみなさまへ

2021年 2月 5日

3・4・11号線住民監査請求発起人

住民監査請求結果に対する対応について

私たちは、東京都が計画している小金井3・4・11号線事業の根拠は、昭和37年7月に旧建設省が旧都市計画法に基づき「決定」したとされる「小金井都市計画街路」ですが、①旧都市計画法が求める適正な手続きを欠いている②行政官庁の承認（主務大臣の署名・押捺）が存在しないという「明白かつ重大な」瑕疵があり「無効」なもので、小金井3・4・11号線に関するオープンハウス費用など1,336万円の支出は違法として東京都知事に返還を求め監査請求を提出しましたが、東京都監査委員会は監査請求の要件を欠いているとして、却下しました。

この結果を受けて、住民監査請求を進めてきた発起人を中心に弁護士との相談なども行ってきましたが、様々な状況を総合的に判断して、監査結果を受けた裁判は行わないこととしました。

請求人として署名されたみなさんの声は大きいものがあります。また、請求人になってもらう行動のなかで、都の道路計画の不当性・違法性を多くの市民の方に知っていただくことができ、今後の運動を広げていく力になり、大きな成果を得られました。

皆様のご協力とご尽力にあらためて感謝申し上げます。

今後3・4・11号線の事業化を阻止するために、監査請求で明らかにした都市計画の瑕疵を含め様々な手段で反対の意思を拡げ、運動を盛り上げていく必要があります。今後に向けて、皆様から一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(注：住民監査請求を不服とした裁判は、監査請求の却下は不相当であって、監査すべきとした事例が多いが、再度監査に差し戻すという定めはありません。)

(3・4・11号線住民監査請求発起人)

川島 昭彦

川幡 長勝

中村 進

春原 真子

泉 富夫

濱中 文彦

阿部 達 (連絡先)

<前回以降の活動経過>

- 1月7日 第57回世話人会
- 1月12日 第5回都市計画マスタープラン策定委員会
- 1月13日 多摩地区道路連絡会オンライン会議
- 1月20日 品川29号線裁判傍聴
- 1月31日 西東京保谷3・4・6号道路ちょっと待つてよの会「道路と防災問題」講演会
- 同 住民監査請求発起人オンライン会議
- 2月4日 第58回世話人会

<今後の日程>

都市計画マスタープラン(案)パブコメ、説明会日程(別途)

<都内の裁判>

- 2月9日 羽村区画整理「事業計画変更取消訴訟」11:00 地裁803号
- 2月9日 十条補助73号線裁判 13:20 (地裁103号)
- 2月18日 放射23号線、控訴審 第3回口頭弁論 14:00 (高裁824号)
- 2月24日 羽村区画整理「事業計画変更取消訴訟」控訴審 15:30 高裁809号
- 3月2日 東京外環道訴訟 15:00 (地裁103号)
- 3月15日 板橋大山26号線裁判 14:00 (地裁103号)
- 3月19日 青梅IC訴訟(外環道) 13:30 (地裁103号)
- 3月19日 志茂86号線裁判14:00 (高裁101号)